

様式第1号（第5条関係）

会議概要

会議の名称	令和5年久喜市選挙管理委員会第6回
開催年月日	令和5年6月1日（木）
開始・終了時刻	午前9時00分から午前9時57分
開催場所	久喜市役所 第6会議室
議長氏名	飯島 光 委員長
出席委員（者）氏名	飯島 光 委員長 森田静也 委員長職務代理 橋本 勉 委員 飯田一夫 委員
欠席委員（者）氏名	なし
説明者の職氏名	副主幹兼選挙係長 廣瀬哲也
事務局職員職氏名	選挙管理委員会事務局長 大越政実 選挙管理委員会副主幹兼選挙係長 廣瀬哲也 選挙管理委員会選挙係 担当主査 染谷匠 選挙管理委員会選挙係 担当主査 前田淳紀
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 報告 4 委員長提出議案の上程 5 提案理由の説明 6 議案に対する質疑 7 討論・採決 8 諸報告 9 閉会
配布資料	投票実績推移 期日前投票所別投票者数 期日前投票者数
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	0人

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
委員長	1 開会 2 会議録署名委員の指名 飯田一夫 委員 3 報告
事務局	報告第3号 埼玉県議会議員一般選挙（東第4区）の結果について 報告朗読 令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙（東第4区）の結果について報告するものです。
委員長	報告に対する質疑 質疑なし
事務局	報告第4号 選挙期日等の決定について 報告朗読 任期満了に伴う埼玉県知事選挙の期日等が決定されたので報告します。 選挙期日 令和5年8月6日（日） 選挙期日の告示日 令和5年7月20日（木）
委員長	報告に対する質疑 質疑なし
事務局	4 提出議案の上程 5 提案理由の説明 6 議案に対する質疑 7 討論・採決  議案第28号 選挙人名簿に登録する者について 議案第29号 選挙人名簿から抹消することについて 議案朗読 参考までに、地区別に申し上げますと、久喜地区、第1投票区から第18投票区は、57,334人、菖蒲地区、第19投票区から第25投票区は、16,017人、栗橋地区、第26投票区から第32投票区は、22,765人、鷺宮地区、第33投票区から第40投票区は、31,777人となります。 今回の選挙人名簿登録者数は、前回の選挙時登録時と比較して、男14人増の63,497人、女66人増の64,396人となり、総計80人増の

委員長	<p>127, 893人となります。  &lt;新規登録者名簿と抹消者名簿を供覧&gt;</p> <p>議案に対する質疑  質疑なし  原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第30号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて  議案朗読  &lt;在外選挙人名簿登録申請書について（通知）を供覧&gt;  今回の登録で、在外選挙人名簿の登録者数は、男性26人、女性47人、総計73人となります。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑  質疑なし  原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第31号 ポスター掲示場設置の場所の決定について  議案朗読  埼玉県知事選挙におけるポスター掲示場設置の場所については、別紙のとおりとなっており、合計は289箇所です。  なお、令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙から、26投票区1番の1箇所のみ場所の変更をしております。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑  質疑なし  原案どおり決定</p> <p>（議案第32号は飯島委員長の除斥事項である旨、議案第33号は森田委員長職務代理の除斥事項である旨を説明。）</p> <p>地方自治法第189条第2項但し書きの規定により除斥事項であっても、会議に出席し発言することを委員会において同意。</p>
事務局	<p>議案第32号 開票管理者の選任について  議案朗読  開票管理者に、飯島光委員長を選任するものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑  質疑なし</p>

事務局	<p>原案どおり決定</p> <p>議案第33号 開票管理者の職務を代理すべき者の選任について 議案朗読 開票管理者の職務を代理すべき者に、森田静也委員長代理を選任するものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第34号 投票所の指定について 議案朗読 従前から第8投票所として指定していた久喜工業高等学校悠久館について、校舎の改修工事に伴い使用できないことから、同校体育館へ変更になっております。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第35号 期日前投票所の指定について 議案朗読 期日前投票所についても、従前のおり指定するものです。 これまでの状況についてご説明します。昨年の参議院議員通常選挙の際は17日間という期日前投票期間でした。今回の埼玉県知事選挙も16日間とほぼ同様の状況です。 昨年の参院選の状況ですが、期日前投票期間を短縮いたしましたが、期日前投票率は、前回の参院選を上回っております。全体の投票率も微増ということで、短縮の影響は無かったという結果となりました。 今年の県議選を執行するにあたりましては、2月22日の委員会において、期日前投票所を設ける期間について、4つの論点で皆様にご検討いただいたところです。その結果、期日前投票所を設置する期間の考え方については、前委員の考え方を踏襲するという方針を決定していただき、県議選でもこれまでと同様の考え方で実施したところです。なお、県議選はもともと期間短縮の影響が無い選挙でしたが、ふれあいセンター久喜については3日間の開設ということで、短縮した開設期間の結果となります。前回の県議選は無投票でしたので、前々回の県議選との比較ですが、期日前投票率は増加しております。これは、期日前投票所数を増やしたことで開設延べ日数が32日から51日に増えたことによると思われまます。しかしながら、投票率全体では低下しておりますの</p>

	<p>で、期日前投票所の開催延べ日数を増やしても、投票率全体には影響しないものと考えられます。</p> <p>ふれあいセンター久喜の期日前投票所は、令和4年の市長市議選で初めて開設しました。ふれあいセンター久喜の期日前投票率ですが、市長市議選と県議選を比較しますと、0.99%から0.50%で約50%低下しております。一方、投票率全体は約25%の低下となっていることから、ふれあいセンター久喜の利用者数は減ったということになります。3日間の開設期間について、不足しているのか十分なのかどうか、そういったことが読み取れるかと思えます。</p>
委員長	<p>ふれあいセンター久喜については、利用者数が減ったということですね。結論として、期間短縮の影響はあったのですか。</p>
事務局	<p>3日間の開設期間に対して、他と同じ開設期間にしてほしいという意見があります。市長市議選と県議選を比較して、ふれあいセンター久喜の期日前投票所を使用した方の割合は約50%低下した、ということです。全体の投票率も50%低下したならば、同じ割合で減っているのも特に際立ったことはないのですが、全体の投票率が25%減っている中で、ふれあいセンター久喜はもっと減っているということですので、ふれあいセンター久喜に特有の傾向が見られたということになります。それは、ふれあいセンター久喜の利用者数が減った、という分析ができるかと思えます。</p>
橋本委員	<p>このままもう少しやってみて、様子を見るしかないのでは。それぞれの選挙の関心度も全然違いますし。</p>
委員長	<p>その都度、右往左往する必要はないと思います。短縮の影響があったかどうか、微妙な判断はできないと思います。数字としてはこういう傾向が出ているということですが、結論として断定はできないですね。</p>
事務局	<p>その通りです。ただ、委員の皆様にはそのような有意な傾向が見られたということは抑えていただければと思います。</p>
委員長	<p>この次とその次の議案は裁量がある議案となりますが、基本的には前委員の考え方を踏襲し、その都度判断するということになっています。今、影響があったかどうか説明していただきましたが、それ以外の情報とか、傾向で今までの考え方について影響を与えるような現象とか事案はありますか。例えば、他の市町村が期日前投票所を拡充して、久喜市が平均クラスになってしまったとか。あるいは減ったことに対する市民からの苦情が選管に来ているとか、審議に影響を与えるようなことはありますか。</p>

事務局	<p>期日前投票所の期間の短縮や支所とのばらつきに関して、影響があったのは昨年の参院選が最初でしたが、その時には100件位のお問い合わせをいただきました。特にそれ以外は市民の方の苦情はなかったというふうに事務局としては認識しています。期日前投票所をなぜこれだけ開設するのかというのは、投票率を向上させるため選管ができる方策として設置しているものですので、やはり数字を見ていくのが判断の根拠となるもの、というように思われます。全体の投票率は下がっているのだけれども、期日前投票率は平成27年の県議選からは倍増しているような状況もありますので、少なくとも市民の利便性についてはかなり向上しています。向上した期日前投票所の環境において、市民の方は期日前投票にシフトしていると読み取れると思います。このような数字の推移を見ながらご判断いただくようなことになると思います。</p>
委員長	<p>選挙の時には補助職員等の応援が必要ですが、その対応は依然と変わらない支援が受けられているということですか。</p>
事務局	<p>期日前投票所に従事する職員については、一本釣りの事務局からお願いをしているような形で運用してきております。次の知事選においても同様な形で、当日の庶務係と庶務補助係に前倒しで期日前投票所に入っていただくような体制になろうかと思えます。</p>
橋本委員	<p>期日前投票所の短縮があるのはどの選挙のときですか。</p>
事務局	<p>8日間以上期日前投票期間がある選挙についてです。ふれあいセンター久喜を除いてばらつきの影響があるのは、衆院選、参院選、知事選の3つとなります。</p>
委員長	<p>その他の質疑はありますか。  質疑なし  原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第36号 期日前投票所を開く時刻の繰下げについて  議案朗読  モラージュ菖蒲の開く時刻を、施設の開店に合わせて10時として、1時間30分繰下げます。クッキープラザについては、駅前施設であることから鉄道利用者の選挙人が主となると考えておりますが施設の開店が10時であり、通勤・通学の時間帯の開設はできないため、開く時刻を3時間30分繰下げて正午とします。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑  質疑なし</p>

事務局	<p>原案どおり決定</p> <p>議案第37号 期日前投票所を閉じる時刻の繰上げについて 議案朗読</p> <p>ふれあいセンター久喜は、施設利用者の多い時間帯や期日前投票所の運営体制等を勘案し、開く時刻を1時間30分繰下げて午前10時とし、閉じる時刻を2時間繰り上げて午後6時とします。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第38号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について 議案朗読</p> <p>告示日である7月20日の立候補届出受付の締切り後、くじを行い、氏名等掲示の順序を決定するものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第39号 開票立会人のくじの日時及び場所について 議案朗読</p> <p>埼玉県知事選挙における開票立会人のくじの日時及び場所を決定するものです。</p> <p>8月3日午後5時をもって開票立会人の申し込みを締め切りますので、くじは翌日の8月4日午前9時から久喜市役所第8会議室で実施するものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑 質疑なし 原案どおり決定</p>
事務局	<p>議案第40号 開票の日時及び場所の決定について 議案朗読</p> <p>開票の日時は8月9日午後9時から、場所は毎日興業アリーナ久喜メインアリーナで行うものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑 質疑なし</p>

事務局	<p>原案どおり決定</p> <p>議案第41号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について</p> <p>議案朗読</p> <p>事前に請求のあった不在者投票用紙等の郵送開始を告示日前2日の7月18日とするものです。</p>
委員長	<p>議案に対する質疑</p> <p>質疑なし</p> <p>原案どおり決定</p>
事務局	<p>8 諸報告</p> <p>令和5年6月定例会議</p> <p>再開：6月5日(月)～7月6日(木) 32日間</p> <p>日程：・一般質問 6月16日(金)・19日(月) 21日(水)・22日(木)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案質疑、予算決算常任委員会 6月26日(月)</li> <li>・総務財政市民常任委員会・分科会 6月27日(火)</li> </ul>
委員長	<p>9 閉会</p> <p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和5年7月3日</p> <p style="text-align: center;">委員長 飯島 光</p> <p style="text-align: center;">署名委員 飯田 一夫</p>